

## 令和5年度 放課後学習チャレンジ教室事業業務委託募集要項（公募型プロポーサル）

### 1. 案件名称

令和5年度 放課後学習チャレンジ教室事業業務委託

### 2. 業務内容

#### (1) 事業の目的・概要

- ・こどもサポートネット事業の対象となる児童を中心に、学習習慣の定着ならびに学習意欲の向上を図る。
- ・それぞれの児童個人の理解度等に合わせた学習支援を行う。
- ・福祉関係機関や支援者と連携し、学習習慣の定着や学習意欲の向上を促す。
- ・児童が個々の状況に関わらず学習支援に参加できるような環境を整える。

#### (2) 委託業務内容

- ・こどもサポートネット事業の対象となる児童を中心に、1～10名程度につき1名の学習支援員を配置し、児童個人の理解度や特性に合わせた少人数体制の学習支援を行う。
  - ・児童個人の状況や環境を理解したうえで学習支援計画を策定し、対象児童に関わる福祉関係機関や支援者並びに学校と共有し、学習習慣の定着や学習意欲の向上を促す。
  - ・個々の児童の状況を把握し、その児童にあったコミュニケーションを図りながら、児童が参加しやすい環境を整え、学習支援を行う。
- 詳細については別添仕様書（案）のとおり。

#### (3) 契約上限額

金5,617,920円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### (4) 契約期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

#### (5) 実施場所

住之江区内 学校施設の所在地は別紙「仕様書（案）」を参照のこと。

#### (6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。

### 3. 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

#### (2) 委託料の支払い

毎月の実績報告の提出を受け、発注者の検査を経て受注者からの請求に基づき支払う。

#### (3) 契約書案

別紙「契約書案」を参照のこと。

#### (4) 契約保証金

大阪市契約規則第37条第1項第1号もしくは第3号に該当する場合は免除

(5) 再委託について

ア 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、ウに規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募資格

次の要件すべてを満たすものが、公募型プロポーザルに参加することができる。

- (1) 法人または事業を営む個人・その他の団体（代表者又は管理人の定めがあるもの）であること。国・地方公共団体は除く。
- (2) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 破産者、成年被後見人、被保佐人、被補助人
  - イ 会社更生法に規定する更生手続き、または民事再生法に規定する再生手続きの申立てをしている者又は申立てをなされている者
  - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
  - エ 金融機関から取引の停止を受けている者
  - オ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受け、その措置期間中の者又は措置要件に該当すると認められる者
- (3) 納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。その他公租公課についても同様とする。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (6) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件すべて満たしているときに限り、可能とする。
  - ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
  - イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
  - ウ 構成員すべての事業者が上記（1）～（5）の基準すべてを満たしていること。
  - エ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
  - オ 参加申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

カ 代表者を含む構成員は、それぞれに単独もしくは他の共同体の構成員として応募することはできない。

## 5. スケジュール

月 日	曜日	内 容
令和4年12月12日	月	プロポーザル公募開始
令和4年12月16日	金	質問票受付締切
令和4年12月20日	火	質問に対する回答公表
令和5年1月11日	水	プロポーザル参加申請締切
令和5年1月13日	金	参加資格決定通知送付
令和5年1月31日	火	企画提案書提出締切
令和5年2月9日頃	木	委託事業者選定会議（プレゼンテーション等）
令和5年2月13日頃	月	選定結果通知、最終選定結果公表
令和5年4月1日	土	契約締結
令和5年4月1日	土	事業開始
令和6年3月31日	日	事業完了

## 6. 応募手続き等

受付にあたっては、いずれも土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までは行わない。なお、申請書類等については、大阪市のホームページよりダウンロードすること。

### (1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間 令和4年12月12日（月）から令和5年1月11日（水）午後5時30分必着  
※送付中の事故等による不着など、いかなる理由があっても締切以降の提出は受け付けません

イ 提出書類

(ア) 参加申請書（様式第1号）

(イ) 誓約書（様式第2号）

(ウ) 法人又は団体の概要（様式第3号）

(エ) 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（提出日から3か月以内に発行：写し可）

※法人以外の団体にあつては、団体の規約、団体の役員名簿及び代表者の住民票の写しを提出すること

(オ) 直近1か年の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日から3か月以内に発行：写し可）

(カ) 直近1か年の市町村民税及び固定資産税の納税証明書（提出日から3か月以内に発行：写し可）

※なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、上記(エ)(オ)(カ)を省略できる。

ウ 提出部数 各1部

エ 提出方法 提出先あてに提出書類原本を送付すること。持参、eメールならびにファックスでの提出は不可とする。

オ 参加資格決定通知 令和5年1月13日（金）eメールにて通知

### (2) 質問及び回答

ア 受付期間 令和4年12月12日（月）から同月16日（金）午後5時30分まで

イ 提出書類 公募型プロポーザル応募に係る質問票（様式第4号）

ウ 提出方法 eメール件名に【放課後学習チャレンジ教室事業】と明記のうえ、eメールにて提出すること。持参、送付ならびにファックスでの提出及び電話での問い合わせは不可とする。

エ 回答の公開 令和4年12月20日（火）午後5時30分までに大阪市ホームページに掲載す

る。ただし、質問がない場合は掲載しない。

### (3) 企画提案書の提出

- ア 受付期間 令和5年1月13日(金)から令和5年1月31日(火)午後5時30分まで
- イ 提出書類 企画提案書(様式第5号)
- ウ 提出部数 正1部、副1部の計2部  
企画提案書は1案のみ提出可能とする。提案事業者名の記載は正1部のみとし、副1部には記載しないとともに、他に事業者名表示及び事業者が推定できる部分があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は一切行わないこと。
- エ 提出方法 PDFデータとして、eメール件名に【放課後学習チャレンジ教室事業】と明記のうえ、eメールにて提出すること。
- オ 記載内容
  - (ア) 本事業に対する考え方
  - (イ) 人員体制  
人員配置、人材確保について
  - (ウ) 業務内容  
対象者にあわせた学習支援方法、学習習慣形成の方法について  
関係機関との連携による対応事例について
  - (エ) 事業実施スケジュール
  - (オ) 危機管理体制  
災害、事故等の緊急事態を想定した危機管理体制について
  - (カ) 提案のアピールポイント
  - (キ) 過去5年間の類似事業、実績  
具体的に他の事業等における実施体制、対象者、時間数、回数、学習内容、費用などを記載し、本事業の提案内容と比較できるようにすること。
  - (ク) 本事業における経費内訳書  
積算根拠がわかるようにすること。
  - (ケ) その他  
説明に必要な画像を企画提案書の記載箇所に添付することは可能とするが、各項目に1点までとすること。

## 7. 事業者選定

### (1) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、令和5年度 放課後学習チャレンジ教室事業業務委託事業者選定会議(以下、選定会議)が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ プレゼンテーション及び質疑応答(予定)
  - (ア) 開催日時 令和5年2月9日(木)午後(開始時刻は別途eメールにてお知らせします)
  - (イ) 実施場所 大阪市住之江区御崎3丁目1番17号 住之江区役所内  
※新型コロナウイルスの拡大状況によって、選定会議はTeamsを利用したオンライン開催とすることがある
  - (ウ) 出席人数 1団体につき、2名までとする。
  - (エ) 所要時間 1団体についてプレゼンテーション15分以内、質疑応答10~15分程度
  - (オ) プレゼンテーション及び質疑応答の方法  
提出した企画提案書をもとに口頭にてプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。資料の追加や変更、プロジェクターでの資料投影は認めない。  
※詳細は、企画提案書提出者あてに別途eメールにて通知する。

### (2) 選定基準

- 審査は、学識経験者等で構成する選定会議が下記の選定評価基準に基づき、全メンバーの平均評価点(以下、評価点)により事業者を選定する。  
評価点が最も高い事業者が複数ある場合は、コロナ禍での実施ならびに各学校の状況にあ

わせた実施を求めるため、「事業の実施体制」の評価が高い事業者を優先し決定する。  
 なお、評価点が60点に満たない場合は、選定対象としない。  
 選定評価基準は次のとおりである。

事業の企画内容		
1	目的・目標の実現に向けた具体的な提案となっているか	50
2	事業スケジュールは無理のない計画となっているか	
3	独自のアイデアや創意工夫など特筆すべき提案があるか	
4	関係機関との連携において具体的な提案があるか	
5	児童の特性に合わせた支援の工夫があるか	
事業の実施体制		
1	事業を確実に遂行できる組織体制と運営基盤があるか	20
2	事業実施に必要な専門的知識・能力等があるか	
類似事業の実績		
1	本業務と同種・類似した業務実績はあるか	20
費用積算根拠の妥当性		
1	費用の積算根拠は明確に示されているか	10
2	効率的で妥当な経費により提案されているか	
合 計		100

### (3) 失格事由

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合
- エ 提出書類に虚偽の記載を行った場合
- オ 経費見積額が2（3）の上限額を上回っている場合
- カ 選定会議におけるプレゼンテーション及び質疑応答を欠席した場合
- キ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

### (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、大阪市ホームページに掲載する。

## 8. その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

### (2) その他

本事業については、令和5年度大阪市予算原案に基づく公募であるため、契約締結は令和5年度予算の成立を条件とする。

**提出先、問合せ先**

〒559-8601 大阪市住之江区御崎3-1-17

大阪市住之江区役所 保健福祉課 教育担当 1階3番窓口

TEL：06-6682-9993

FAX：06-6686-2039

e-メール：tt0012@city.osaka.lg.jp